

道庁爆破事件

犯人でさえ知らない「秘密の暴露」と 公安のストーカー



道庁庁舎内爆破事件（死者2人、重軽傷者95人）

昨年2013年11月、道庁爆破事件（1976年3月2日）当日、現場にいた元道職員の叔父が亡くなった。その叔父が語った「犯人でさえ知らない事実」をここで述べる。

なお、「犯人でさえ知らない事実」と言っても、すでに道警本部の相談係に「質問事項」として届けているが、その数日後、公安らしき者らが動いた。

道庁爆破事件の容疑者は逮捕され、死刑が確定されているにも関わらず、なぜ公安らしき者らが動いたのか私には不可解だ。

1. 道庁爆破事件の概要

1976年3月2日午前9時2分頃、札幌市中央区の道庁本庁舎1階ロビー西側エレベーター付近で爆発が起こり、出勤途中の職員2名が殉職、80名余りが重軽傷を負い、天井が落下するなどの被害を出した。その後、爆発したのは時限式消火器爆弾と判明。

また事件当日、地下鉄大通駅のコインロッカーから「東アジア反日武装戦線」を名乗る犯行声明文が見つかった。声明は、道庁を標的にしたのは、道庁がアイヌ侵略の拠点であるとの理由からだ、としていた。

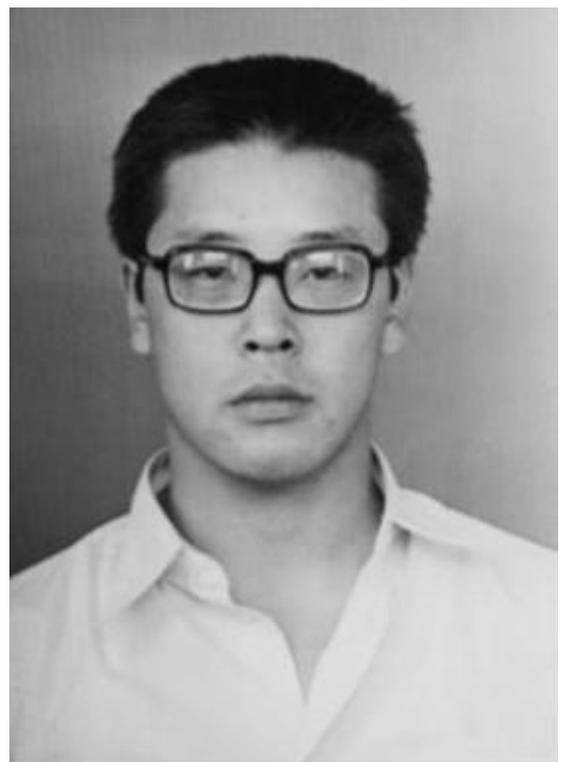
「反日闘争」を進めている人物を中心に捜査が進められ、同年8月2日、容疑者大森勝久が逮捕された。その後の家宅捜索で「反日戦線」との交友関係を示す証拠や自室内にあった工具類が発見されている。

この事件は直接証拠が見つからず、大森は黙秘を貫き、裁判では無罪を主張した。ただし、大森は犯人の残した声明文に含まれる政治思想（アイヌ革命論など）については支持するという特異な状況であった。

1983年3月、第一審の札幌地裁は、事件当日の目撃証言や押収品などといった状況証拠から死刑判決を言い渡した。その後、札幌高裁への控訴、最高裁への上告はいずれも棄却され、死刑判決が確定した。

大森死刑囚の近況

2002年7月、死刑囚となった大森は札幌地方裁判所に再審を請求。弁護側は逮捕の決め手となった当時の北海道警察の鑑定が虚偽だったと主張したが、2007年3月19日に札幌地方裁判所（半田靖史裁判長）は請求を棄却した。



[大森死刑囚](#)

弁護側は即時抗告したが、2008年5月28日に札幌高等裁判所（矢村宏裁判長）は抗告を棄却。6月2日に弁護側は最高裁に特別抗告したが、2011年12月19日に最高裁第3小法廷（那須弘平裁判長）は特別抗告を棄却した。2014年現在、札幌拘置支所に収監されている。

大森の思想は極左から転向し、反共主義となっている。そのため日本の核武装を主張したり、ロシアや中華人民共和国を「全体主義国家」であるとして、第二次冷戦を開始すべしと主張している。

また通常外部との通信が制限される死刑囚の立場でありながら外部協力者によって論文を雑誌に掲載しているほか、ホームページを運営している。近時のものとしては保守系書籍「撃論ムック 沖縄とアイヌの真実」

（オークラ出版刊、西村幸祐編集長）に論文が掲載されている。

「参考文献」

- 『やっていない俺を目撃できるか!』 三一書房、1981年。
- [『北海道庁爆破事件』 ウィキペディア](#)



2. 道庁爆破事件に関する私の疑問

北海道警察本部 相談係様

過去の道庁爆破事件について一言申し上げます。すでに事件は解決し、犯人の刑が確定しているので聞き流して頂ければと存じます。

■道庁爆破事件の疑問

1976年に北海道庁舎に仕掛けられた爆弾が爆発し、2名の死者を出した事件ですが、当時「反日闘争」を進めている人物を中心に捜査が進められ、同年8月2日、既に容疑者大森勝久が逮捕され死刑が確定されています。

しかし次のような疑問が残ります。

疑問1. 当日、道庁爆破現場にいた叔父の話によると、犯人は複数犯とされていましたが、何故、大森勝久のみが検挙され刑が確定したのか。

疑問2. 叔父とも交流があり、目撃者とされた警備員が、単に「大森に“似ている”」と述べているのに、何故「大森を見た」になったのか。

疑問3. 当時、道警爆破や赤れんが爆破の後に、私服警察官が連日のように庁内で不審者のカメラ撮影を行っているのに、何故、道庁爆破当日の写真を撮っていなかったのか。

疑問4. 叔父の言によると、犯人は、消火器爆弾を当日午前9時2分にセットして、そのままエレベータに乗ったようですが、多数の同乗者は、大森の顔を見ていなかったのは何故か。考えたくないが、考えられるとしたら、犯人と同乗者は毎日会っている者（職員）同士としか思えない。

疑問5. 道庁守衛長は、爆破と同時に救急車を呼ばないで、何故、消防車を呼んだのか。そのため救護が遅れて犠牲者が増えたのではないか。叔父によると、爆破の大音響とともに、地階の階段を滝のように流れてきたガラスの破片が今でも忘れられないという。

まだまだ疑問がありますが、いまだに大森の死刑執行が出来ないのは、冤罪という疑いがあるからではないでしょうか。以上。



(注) 道庁爆破されて犯人を検挙しないとメンツ丸つぶれの道警がむりやり犯人に仕立てた事件であり、検察側証人の目撃者も確か警察に弱みがある奴胡散臭い者で、警察が捏造した目撃者だといわれてる。そもそも面識ない人物の顔を通りすがりに見ただけ、その顔を記憶しているという目撃証言じたいが不思議だ。という意見もある。

また、道庁爆破事件では、モンタージュ写真が捏造されて、元のモンタージュ写真とすり替えられるといったことが行われています。逮捕後の新聞、テレビに載った大森さんの写真や、警察での「面通し」などによって、目撃者を誘導するということが行われたとも言われている。

大森死刑囚の主張 目撃証人のでっち上げとモンタージュ写真の捏造

警察は8月17日に、かつて4月10日に供述調書を取ったことがあった根室市在住の藤井昭作を札幌へ呼び出し、8月18日に佐々木警視が直々に藤井と一緒に事件当日の彼の歩行ルートを歩き、不審人物を目撃した状況を再現した。その後佐々木は中央署で藤井に私の単独面通しを行って供述調書を作っていたのである。

「自分が事件当日の3月2日朝に道庁前で目撃した2人連れの男のうちのバッグを持っていたA男と大森はそっくりである」というでっち上げ調書を首尾よく作り上げたのである。

この8月18日付員面調書を土台にして、8月30日には水流総務部長検事が直々に藤井から事情聴取して、「中央署で大森を見たときA男だと思った。大森とA男は背丈、背格好、目つき、顔つきなどが非常によく似ていると思った」というでっち上げ調書を作成した。これらが道庁爆破事件での私の逮捕の証拠として利用されていったのである。

藤井は公判において、8月30日付調書に沿った証言（大森とA男は同一人物と思う）をしたのであるが、「4月16日に札幌でA男とB男のモンタージュ写真の作成に協力した」という調書には載っていない新しい証言もした。A男のモンタージュ写真（検1050番）は私に非常に似ているものである。それはそのはずである。

このモンタージュ写真は4月16日に作られたのではなく、私の8月11日付被疑者写真（爆取3条違反で逮捕された時のもの）をベースにして捏造されていたものであるからだ。これが捏造であることを示す証拠を以下に述べる。

①A男のモンタージュ写真は私に非常に似ている。本当に4月16日に作られたものであれば、当然高山の総合捜査報告書に出てこなくてはならないが、出てこない。

②道庁爆破事件の逮捕状請求の疎明資料の中にもない。

③道警は7月20日から私の内偵をしていたが、それは「D氏の立ち回り先」でしか



なかった。私に道警爆破の容疑をかけたのは投棄物を押収した8月7日以降であった。モンタージュ写真が真に4月16日に作られていれば、7月20日時点で私に道庁爆破の容疑をかけなくてはならない。道警は7月20日頃に私の写真（運転免許証）を入手しており、この写真はモンタージュ写真に非常によく似ているからだ。

④このモンタージュ写真の出来映えはそれほどまでに信用性の高いものであったことになる。しかし道庁等の聞き込みをした警察官は誰もモンタージュ写真を持たされてはいなかった。

⑤このモンタージュ写真は当然公開捜査にも活用されなくてはならないにもかかわらず、されなかった。全く手掛かりはなかったのであるから存在していれば必ず利用する。

⑥道警幹部は私を道庁事件で逮捕した際に、捜査成果としてこのモンタージュ写真が果たした意義を記者会見で明らかにするはずなのに全く触れられなかった。

⑦このモンタージュ写真は検察官にも当初隠されていた。8月30日付調書を取った水流検事もモンタージュ写真を見ていない。

⑧モンタージュ写真が真に4月16日に作成されていれば、8月18日付調書を取った佐々木警視は私の面通しをした結果だけでなく、モンタージュ写真の出来映えなどの供述も必ず調書化するが、モンタージュ写真には一言も触れられていない。

⑨道警のA男、B男（2人連れのもう一人）のモンタージュ写真の任意提出・領置日は昭和54年11月7日である。藤井証人の尋問期日である67回公判（昭和54年12月19日）の少し前であった。私の逮捕は昭和51年9月1日であり3年以上経っている。道警自身がためらっていたことがここに見てとれる。

⑩検察官は第3回公判（昭和52年3月10日）で多くの証拠を請求した。藤井が4月10日根室で作成に協力したAB2人連れのイラストもこのとき請求されたが、AとBのそれぞれのモンタージュ写真は請求されなかった。道警が送っていなかったからである。検察官がAとBのモンタージュ写真を証拠請求したのは昭和54年11月27日の65回公判であった。

⑪藤井が4月10日に協力して作ったA男一人のイラスト（似顔絵）には特徴として「ほほがこけている」とあるが、Aのモンタージュ写真のほほはふっくらしている。イラストには「目が細くて鋭い」とあるが、Aのモンタージュ写真の方は全く違っている。藤井の記憶に基づいて作成すれば6日後のモンタージュ写真も同じようなものになるはずで、この検1050番のモンタージュ写真にはなりようがない。

⑫藤井は4月12日に釧路でもA男とB男のモンタージュ写真の作成に協力している（このふたつも警察はずっと検察官にも隠してきた）。釧路のAのモンタージュ写真は首が細く、あごも小さく、きゃしゃな顔の形であり、丸顔である。しかし4月16日に札幌で作ったというAのモンタージュ写真の方は、首は太く、あごもしっかりしており、きゃしゃな顔の形ではなく、丸顔ではなくやや面長である。釧路のモンタージュ写真の目はきつい目をしているが、札幌の方はきつい目ではなく優しい印象を受ける。ふたつは全く異なる類型である。人の記憶の原理からいって、釧路のモンタージュ写真と全く異なる1050番のモンタージュ写真が4日後に作られることは不可能である。



道庁で爆発物テロ対応訓練

以上で「1050番のA男のモンタージュ写真は4月16日に札幌で作った」というのが全くの虚偽であることが証明されている。それは私の8月11日付被疑者写真をベースにして捏造されたものなのである。では何のために捏造したのか。第一には藤井昭作を目撃証人に仕立てあげていく材料として利用するためであった。

藤井は4月10日根室で調書を作り、その後A男のイラスト、B男のイラスト、A男B男2人連れのイラストの計3枚のイラスト作りに協力した。この3枚のイラストはちゃんと4月10日付で任意提出・領置されている。彼は4月12日釧路でA男とB男の一人ずつのモンタージュ写真作成に協力した。しかしこの2枚のモンタージュ写真は任意提出調書も領置調書も作られなかった（その後昭和55年1月になって作成されることになったが）。

作られなかった理由は、藤井は様々な要注意人物の写真を見せられてしまったために、A男B男の原記憶が解体してしまい、要注意人物中の2人のそれにとって代わってしまったことを捜査員が認識したためである。

釧路で作ったA男とB男のモンタージュ写真は要注意人物と瓜二つであったのだ。藤井は4月16日に札幌で再びA男B男一人ずつのモンタージュ写真作成に協力したが、同じ理由で任意提出調書も領置調書も作成されなかったのである。この2つのモンタージュ写真は隠匿されてしまった。

道警は7月20日から私の内偵を始めていき、8月7日以降には道庁爆破の容疑も出てきたと判断したのだが、私の写真を根室の藤井に見せて「あなたが事件当日に見た人物に似ているのかどうか」と尋ねていないし、藤井を札幌に呼んでひそかに私を見せて、「2人連れの1人かどうか」を確かめようとしなかった。



8月10日の逮捕後も8月17日になるまで一切藤井に連絡を入れていない。この事実はもちろん1050番のA男のモンタージュ写真が捏造であることの証拠であるが、それにとどまらず、道警は実は道庁へのしらみつぶしの聞き込みによって、藤井が3月2日に見たA男B男に該当する人物を探し出して事件とは無関係であることを確認していたことを物語っている。

あるいは他の理由（後述する道庁職員S氏やI氏の供述とか）によってA男B男は犯人ではないと確認していたのである。百歩も千歩も譲ってそうではない場合にも、道警は藤井の4月10日の調書やイラストの人物特徴から、大森は藤井が見たA男やB男ではないと確信していたのである。だからこそ藤井に全く連絡をとらなかったのである。

しかし道警幹部は藤井を目撃証人に仕立て上げることができるように考えたのである。リン止めネジは捏造したが、除草剤は一粒も発見できなかった。道警は私を本件で逮捕し起訴に持ち込み有罪にしていくためには、藤井を目撃証人にでっち上げていくことが絶対に必要だと考えたのだ。藤井はA男B男のモンタージュ写真を作成したことがある。

だから大森の被疑者写真を土台にしてモンタージュ写真を捏造して、「これがあなたが4月16日札幌で作ったA男のモンタージュ写真ですよ」と誘導していけば目撃証人に仕立て上げることは容易だと考えたのである。

道警は8月17日藤井を札幌に呼び出したがホテルも用意した。ホテルで佐々木警視がこんなふうには言ったはずなのである。「あなたも大森の顔をテレビで観て驚かれましたと思いますが、我々もあなたの協力で札幌で作成したA男のモンタージュ



写真が大森に余りにも似ているのでびっくりしました。あなたには本当に感謝しています。

これがそのときのモンタージュ写真です」と。そして藤井は佐々木から、翌朝3月2日のあなたの行動を再現したいと言われて、18日朝道庁の前を佐々木と一緒に歩いている。そしてA男B男を目撃した状況も佐々木に説明したのであった。

この頃には藤井は「自分が3月2日に見た2人連れが犯人であり、そのうちのバッグを持っていたA男が今逮捕されている大森なのだ」と思い込むようになったはずである。計画的な誘導である。藤井の中にあったA男の記憶は消えていき「大森のイメージ」に取って替えられていくことになっていった。その直後に藤井は中央署へ行って私の単独の面通しをさせられた。

これによって完全にA男の記憶は私のものにすり替えられてしまったのである。その後佐々木は調書を取った。「バッグを持っていたA男と大森はそっくりである」。

目撃証人のでっち上げ成功である。

藤井の4月10日付調書とイラストに描かれたA男の人物像は私と全く別タイプである。

①身長は「藤井（168cm）と同じ位かやや大きめであったから168cmか169cm」とあるが、私は174.2cmである。初対面の相手で6cmも高かったら一見して自分より随分高いと感じる。実際藤井は法定で口を滑らせて面通ししたときの印象として「自分より大分高いと言うことが分かった」と証言している。

②体格は「きゃしゃな体格をしている」と書かれているが、私は体重が73kg位で一見してガッチリした体格である。多くの人の証言や調書また新聞報道にもそう書かれている。

③ほほは「こけている」と書かれているが、私は全く違うし当時の写真で証明されている。

④顔の感じは「横から見た感じではきゃしゃな角顔」と書かれているが、私はきゃしゃな感じではないし角顔ではない。

⑤メガネのフレームの色は「上縁とつるが黒でレンズ部分が白のツートンカラーのフレーム」とある。しかし私はずっと黒縁のフレームのメガネをかけていた。大家が証言している。

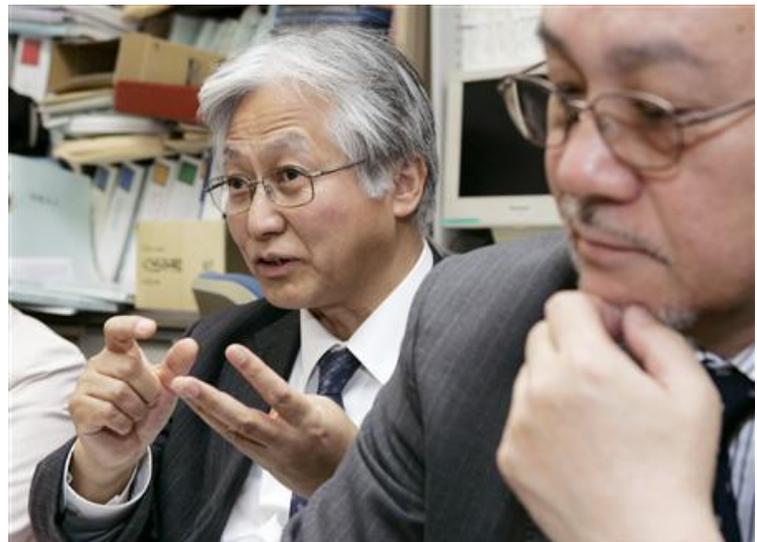
⑥髪型はイラストで分かるようにオールバックの肩にかかるほどの長髪である。しかし私は普通のサラリーマンのようにしていてそんなに長くしたことはない。大家が証言している。

⑦コートの色は「青みがかった灰色」であるが、私のコートは黒色であり大家の証言で裏付けられている。

⑧人相はイラスト（A男1人のもの）と私は一見して別人である。

私たちは一審で以上のような主張を展開した。私の尋問に対して藤井は「あなたと特定してないですよ、私は」「似ているということは、あなただということとはこれ違いますから」と述べて、同一性識別を単に「**似てる**」というレベルにまで大後退させたのもあった。

しかし一審判決はこれらは全て切り捨ててしまうのであった。



記者会見する浅野元広弁護士（左）

藤井は4月10日付調書では、「A男とB男が道庁に入っていく、その後、手ぶらで出てきて自分とすれ違ったが、その時B男が私をジロツとにらむようにして行ったのが印象に残っている」と供述していた。10日に作成したB男ひとりのイラストも目を片方に寄せてにらんだように描かれている。ところが道警はこのイラストも検察庁へ送っていなかった。

そのため8月30日に調書を取った水流検事は、藤井にはA男に対する強烈な印象があり、その記憶は忘れられないものとしてしっかり定着していたとするために、藤井に強要して「A男がにらんだ」という調書を作ったのであった。検察官は4月10日付調書添付の図面のA男とB男の文字を、その上から強く書くことでAをBに、BをAに改ざんしている。A男がにらんだようにするためである。



北海道庁エレベーターホール付近の見取り図

8月30日付調書は書く。「Aと私との距離は60から70センチ位でぶつかりそうになった。Aは立ち止まり、互いに目と目が合った。Aは私の顔をにらみつけ非常にきつい目を見たので、Aが怒っているような感じを受けた。Aから何か因縁をつけられるのではないかという不安な気持ちに一瞬なった。

Aは玄関に入る前はメガネをかけていたのに、ぶつかりそうになったときはメガネをかけていなかった」。9月15日付の笹生検事の調書になると更に誇張がピークに達する。「Aは普通とは違った目つき、表情を見せた。よく外国映画などで女の人が殺人現場を見たとき、目を大きく見開いている場面が見られるが、Aのその時の目つきは、まさにそんな大変な事をしでかしてきたという表情の目つきだった。

そんな目つきに私は実際にぶつかったことはありません」「Aも私にぶつかりそうになり、一瞬立ち止まって考えるような素振りをした。苦痛を感じているような、そして私を見て困ったという表情をしたのです。私は異常ともいえるAの形相に気づき（中略）私はAから何か言われるかと身構えるような格好になった」。A男B男が犯人ならば、わざわざ印象に残るそんな行動をとることはしない。



しかし、一審判決は私たちの主張も藤井証言の大後退も全て切り捨てて、「藤井の態度にはそこに作為を感じさせる何ものもない」「その証言内容は具体的かつ詳細で臨場感にあふれ体験した者でなければ到底供述できないものである」「（ぶつかりそうになった場面は）藤井の目撃体験が記憶の中に消すことのできない鮮烈な印象として刻み込まれていることを如実にしており、同証人の証言の確度は極めて高いというべきだ」と判示し、「藤井証言は信用できるから同証人の目撃したAが被告人であることは疑いを容れないと言うべきだ」と結論づけたのである。

どちらがにらんだかの点については一審判決は、「4月10日付調書を取った遠藤警部がAとBを取り違えて記載したというべきだ」と認定した（二審において定年退職した遠藤氏は「藤井さんは一貫してBがにらんだと供述していた」と証言している）。

A男のモンタージュ写真についても「それは4月16日に作られたと認めることができる。右認定を覆すに足る証拠はない」と認定した。

藤井が4月10日に協力して作ったA男1人のイラストは、道庁から出てきたAを描いたものであるが、Aはメガネをかけている。しかしこれは検察庁へ送られなかった。Aが私でないことが一見して判明してしまうイラストであるからだ。

そのため水流検事は私がコンタクトレンズを持っていることを知って、犯人らしくしてやろうと考え、藤井に強要して、道庁から出てきて門の所でぶつかりそうになったとき、Aは道庁に入る前はメガネをしていたのに、このときはメガネをしていなかったという調書を取ったのであった。

変装というならば、最初から普段とは違うコンタクトを使うはずである。それはともかく、藤井の法廷証言どおりであれば、メガネをかけている1050番のAのモンタージュ写真にはなりようがないはずである。

藤井が正面からAの顔を見たのは門のところではぶつかりそうになった2秒位の時間だけである。メガネをしていないAのモンタージュ写真にならなくてはならない。

これに対して一審判決は「メガネをかけていないAのモンタージュ写真を作ったのち、メガネをかけさせただけである」と認定するのであった。遠藤元警部は二審において「藤井さんは終始A男はメガネをかけていたと供述していました」と証言している。

検察官以上に検察官らしい裁判官である。一審判決は藤井の目撃証言を「直接証拠」（犯罪事実＝爆弾の装置使用を直接立証する証拠）と位置づけて、この目撃証言だけで私を道庁爆破の犯人と認定した。

「藤井の目撃したAが被告人であることは疑いを容れないというべく、被告人が本件爆発物を装置使用した犯人であることは明白である」。

デッチ上げ裁判の典型である。法の番人たる裁判官が法を否定しては裁判は成立しない。憲法違反の裁判である。

この一審判決は二審判決によって批判され斥けられた。二審判決はこう判示する。

「藤井証言の内容を全面的にそのまま措信し、右藤井証言のみからA男が被告人であると結論づけることは所論の指摘を俟つまでもなく相当ではない」「藤井証言が具体的、詳細で臨場感に富むからといって、同証人の供述内容の確度が極めて高いとは必ずしも言えない」「原判決の藤井証言に対する評価はいささか過大にすぎると言わなければならない」。

しかし二審判決も「藤井証言の根幹部分は一貫して揺らいでおらず、相当高く信用できる」とやはり刑訴法第318条を踏みにじた認定をして、藤井証言を救済したのであった。

「A男と大森は非常によく似ている」との証言も一貫して揺らいでいないと強弁したのであった。二審判決は藤井証言を「直接証拠」と位置づけることは断念したが、私を有罪とするための「状況証拠」として救済していったのである。

北海道庁

二審は藤井証言の信用性を本心では認めていないのであるが、信用性なしと排斥してしまえば私を有罪とすることができなくなってしまう。なぜなら、仮に私と「爆発物との結びつき」を認



定できたとしても、それが「本件道庁爆破の爆発物であった」と言うためには、その爆発物が道庁に設置された事実、すなわち藤井証言の存在が必要不可欠になるからである。

これが藤井証言を救済した理由である。有罪にすると結論がまずあって、それに基づいて違法な証拠評価をしていったのである。二審判決も1050番のA男のモニター写真、真正に4月16日に作成されたものだと認定した。



なおB男のモニター写真は、私の友人のD氏の「49年1月」とある写真をベースにして私の逮捕後に捏造したものである。道警は「私とD氏が犯人だ」という構図を描いていたのであった。二審においてD氏は事件当日は兵庫県明石市にある飯場で働いていたことが証明され、アリバイが明確になり、B男のモニター写真の捏造が証明された。

しかし裁判所はこれを無視して、A男のモニター写真を真正のものだと認定したのである。

目撃証言は裁判の予備知識がない人でも解りやすいと思うので、やや詳しく書いてみた。本裁判の実態はこのようなものなのである。憲法違反の裁判である。

「道庁爆破事件の関連記事」

大森死刑囚の抗告棄却 道庁爆破事件 弁護団が会見

2008-05-28

■大森死刑囚の抗告棄却 道庁爆破事件 札幌高裁、新証拠認めず (05/28 14:05)

死者二人、負傷者九十五人を出した一九七六年の道庁爆破事件で、殺人罪などに問われ死刑が確定した大森勝久死刑囚（58）＝札幌拘置支所在監＝の再審請求即時抗告審で、

札幌高裁は二十八日、再審請求を退けた一審札幌地裁決定を支持、大森死刑囚の抗告を棄却した。死刑囚側は最高裁に特別抗告する方針。

矢村宏裁判長は決定理由で「弁護人が提出した新証拠は、大森死刑囚に無罪を言い渡すべき明らかな証拠には当たらず、再審請求を棄却した地裁決定に誤りはない」との判断を示した。



「北海道庁爆破事件」の現場

再審請求審の主な争点は、事件に使われた爆薬の原料となった除草剤の成分を、大森死刑囚の部屋から検出したとする道警鑑定の信ぴょう性。大森死刑囚は「事件当時、除草剤は入手していなかった」としている。

即時抗告審で弁護側は、当時の鑑定にかかった時間を専門家に依頼して検証。その上で、「道警の報告書に記された時間内には終わらない」として、鑑定結果は捏造（ねつぞう）だと主張した。

これに対し高裁決定は「弁護側の検証は、使用した器具や鑑定物の数などで前提を誤っており、鑑定を時間内に行うことは十分に可能」と判断した。

大森死刑囚は公判では一貫して無実を主張したが、死刑判決が九四年に確定。二〇〇二年に初の再審請求を申し立てた。〇四年には、書面審理が中心の再審請求審では異例となる証人尋問も行われたが、一審札幌地裁は〇七年三月、請求を棄却。大森死刑囚が即時抗告していた。（北海道新聞）

■「納得できない」と批判 大森死刑囚の弁護団が会見（05/28 19:59）

大森勝久死刑囚の再審請求即時抗告が棄却され、記者会見する浅野元広弁護士（左）ら＝28日午後、札幌市中央区の北海道司法記者クラブ

北海道庁爆破事件の再審請求即時抗告審で、札幌高裁が大森勝久死刑囚（58）の再審

開始を認めなかったことを受け、弁護団は28日午後、札幌市で会見し「到底納得できない」として、期限の6月2日までに最高裁に特別抗告することを明らかにした。

主任弁護人の浅野元広弁護士は、決定について「弁護団の主張を正しく理解せず安易に退け、証人尋問も行わなかった」と批判。また「新旧両証拠の再評価を怠り、新証拠によって合理的疑いが生じることまで求めるのは再審の門を狭めるものだ」と述べ、再審の要件を緩和した1975年の「白鳥決定」に反し、判例違反だと主張した。（北海道新聞）



■もっと知りたい ニュースの「言葉」

再審請求（2005年4月5日）有罪判決確定後に事実認定の誤りが発見されたことなどを理由に、判決を受けた人や検察官が事件の再審理を求める救済手続き。裁判所が再審開始を決定すると、あらためて判決が言い渡される。刑事訴訟法435条6号の「証拠をあらたに発見したとき」との規定に従い、請求されることが多い。最高裁は1975年「白鳥事件」の再審請求審の決定で「疑わしきは被告の利益にという原則が再審にも適用される」と要件を緩和。確定死刑囚4人が相次いで再審無罪となった。

「疑わしきは被告の利益にという原則が再審にも適用される」と要件を緩和。確定死刑囚4人が相次いで再審無罪となった。



■2002/10/02 12:30 【共同通信】 死刑囚の再審請求に新証拠 北海道庁爆破事件で

死者2人、重軽傷者95人を出した1976年3月の北海道庁爆破事件で、実行犯として殺人罪などに問われ死刑が確定し、再審請求中の大森勝久死刑囚（53）＝岐阜県出身、札幌拘置支所に在監中＝の弁護団は2日、北海道警が行った鑑定を疑問と

する実験結果など新証拠23点を、再審請求補充書と併せて札幌地裁に提出した。

公判では、爆弾の材料の除草剤を大森死刑囚が持っていたかが大きな争点となったが、道警は大森死刑囚が捨てたカーテンなどを鑑定し、除草剤の成分とみられる塩素酸イオンを検出。これが死刑判決の決め手の1つとなった。しかし、弁護団が鑑定をできる限り忠実に再現した結果、公判で明らかになった短時間での検出は難しく、「鑑定が実施されたかどうかすらが疑わしい」との結論に達したという。

■2002/07/30 10:43 【共同通信】 大森死刑囚が再審請求 北海道庁爆破事件

死者2人、重軽傷者95人を出した1976年3月の北海道庁爆破事件の実行行為者として殺人罪などに問われ、死刑が確定した岐阜県出身の大森勝久死刑囚（52）が30日、札幌地裁に再審請求を申し立てた。

大森死刑囚は犯行を否認したが、札幌地裁は83年3月、死刑判決を言い渡し、札幌高裁もこれを支持。94年7月に最高裁が上告を棄却し死刑が確定した。

大森死刑囚はその後無実を訴え1、2審で弁護人を務めた八重樫和裕弁護士＝旭川弁護士会所属＝の呼びかけに応え、計9人の弁護団が2000年10月ごろから、再審請求に向け検討を始めていた。

弁護団は1審判決について「自白や直接の物証がなく、状況証拠だけに基いている」と批判。特に、大森死刑囚が爆弾の製造に欠かせない塩素酸塩系の除草剤を持っていた証拠とされた鑑定について、「実際に行われたのかも含め、重大な疑問が残っている」としている。

道庁爆破事件の質問と同時に行った質問

■ 恵庭OL殺人事件の疑問

2000年3月、北海道恵庭市の路上で、絞殺されたうえ灯油（弁護側は航空燃料の可能性を主張）で焼かれた苫小牧市在住の女性会社員の遺体が発見された事件ですが、既に犯人の女性の刑が確定しております。



「恵庭 OL 殺人事件現場は、この奥」 RAN のツーリング奇行（紀行）より

しかし、犯行場所とされる容疑者の車内に、被害者の痕跡が無いなど直接証拠が無く、また遺体の状況が男性による強姦殺人の可能性を示唆する要素を持つことと、それにもかかわらず実際に行われた検死における司法解剖で強姦の有無を調べていないことを指摘する著名法医学者の指摘もあり、被告人側は「冤罪」を主張しています。そこで疑問点を上げます。

■ 2000年3月16日絞殺されたうえ灯油(弁護側は航空燃料の可能性を主張)で焼かれたとありますが、当時の最低気温 氷点下2～3度でどのように着火したのか。

灯油の着火温度は300～450℃ですので、ガスライターやマッチでは無理と思います。



現場検分に臨んだ加藤学裁判長（左から3人目）ら
恵庭市北島

また、風が強ければ、なおさら着火は困難かと思えます。

以上、道庁爆破事件とともに物的証拠やDNA鑑定結果もなく、状況証拠のみで有罪が確定しておりますので、冤罪にならないことをお祈り申し上げます。

石川栄一

■ 恵庭OL殺人事件の関連記事（事件の概要・経過）

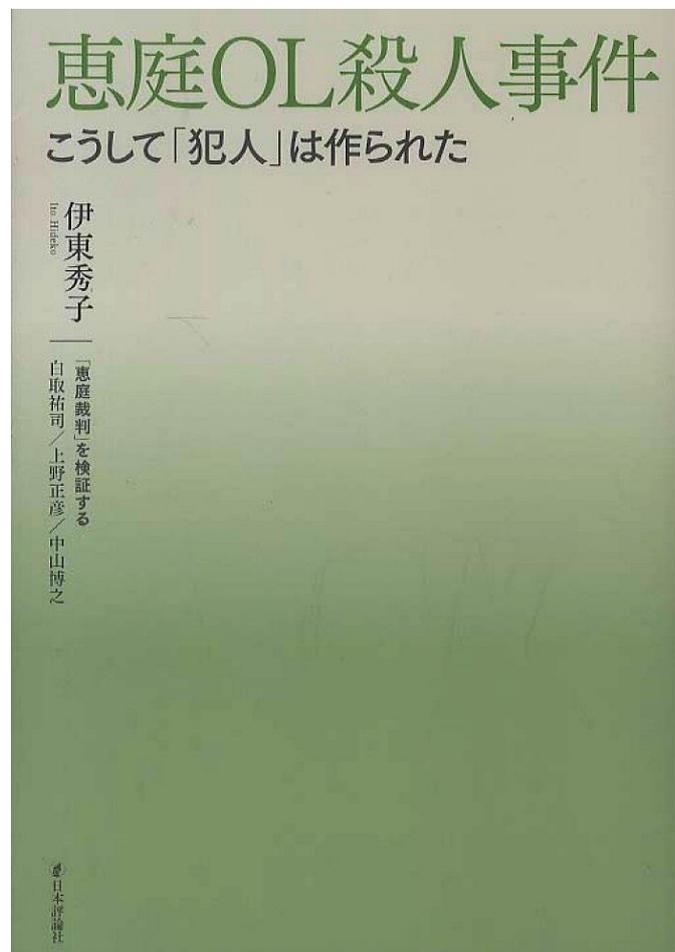
2000年3月17日午前8時頃、北海道恵庭市の人気のない農道の路上に焼死体があるのを幼稚園バスの運転手が発見した。遺体はタオルのようなもので目隠しされ、後ろ手に縛られており完全に炭化していた。

死因は頸部圧迫による窒息死で、絞殺後に灯油をかけられたものと見られた。

この焼死体は苫小牧市在住で千歳市に勤務する女性従業員（当時24歳）の遺体と判明。女性従業員は3月16日に同僚と退社して午後8時半頃に自宅に電話した後は行方不明となっていた。女性従業員の家族によって3月17日午後1時頃に捜索願が出され、同日午後3時頃に勤務先2階の女子更衣室ロッカーから女性従業員の携帯電話が見つかった。

同年5月、恋愛問題のもつれによる犯行として、同僚の女が逮捕・起訴された。以下の状況証拠をどう判断するかが焦点となった（札幌高等裁判所判決参照）。

- 被害者が容疑者の恋人と交際を始めた後から被害者への度重なる無言電話の受信記録があったが、事件直後に無言電話にまつわる受信記録が無



くなったのは事件直前に容疑者の恋人が被害者と交際を始めたのを妬んだ容疑者による可能性が高いこと

- 容疑者は被害者の電話番号について「知らない」と供述していたが容疑者のアパートで被害者宛の電話番号が書かれたメモが発見されたために嘘が発覚したこと
- 被害者のロッカーの鍵が容疑者の車内で発見されたこと
- 死亡後も生存偽装工作目的で勤務先と恋人宛てに発信されていた被害者の携帯電話の電波発信記録が容疑者の足取りにほぼ一致する一方で他の従業員の足取りでは該当者がいないこと
- 死亡後も発信されていた被害者の携帯電話が部外者の入りにくい会社 2 階女子更衣室内のネームプレートがない被害者のロッカーに戻されたのは会社の女性従業員である可能性が高いこと
- 容疑者が事件当日にタンク入り灯油 10 リットル分を購入して事件後に再び灯油を購入していること
- 再び灯油を購入した理由に関する容疑者の証言が父親や同僚の証言と食い違いとその都度証言が変遷したこと
- 容疑者の車の左前輪タイヤに高熱の物体に触れて溶けた跡があったこと
- 容疑者の車の助手席のマットに灯油の成分があること
- 犯行現場とされる容疑者の車内に被害者の血痕や毛髪が確認されなかったこと
- 遺体発見現場で容疑者の靴跡やタイヤ痕は見つかっていないこと
- 遺体の状態が男性による強姦殺人の可能性を示唆する要素があると弁護団が主張していたところ、検死における司法解剖で強姦の有無を調べられなかったこと

裁判

被告側は事件発生時に購入した灯油については「社宅の片付けのための暖房用」と主張した。

また「女による単独犯は不可能」「真犯人は男性による強姦目的の複数犯」として冤罪を主張している。



2003年3月、一審の札幌地裁判決では状況証拠などから被告人による殺害を認定し、懲役16年を言い渡した。被告人側は直ちに控訴した。

2005年9月、二審の札幌高裁判決は、性犯罪の可能性を否定し、一審同様に状況証拠から被告人の犯行と認定、控訴を棄却した。被告人側は、最高裁に上告した。

2006年9月25日、最高裁は被告側上告を棄却した。同年9月29日、被告人は最高裁に異議申し立てを行ったが、10月12日に棄却され、一審通り懲役16年が確定した。被告人は2014年現在刑務所にて服役している。

「新潮45」 恵庭事件記事訴訟

『新潮45』2002年2月号「恵庭美人OL社内恋愛殺人事件」の記事と、記事を再録した新潮文庫の書籍「殺ったのはおまえだー修羅となりし者たち、宿命の9事件」について、「虚偽の記載で名誉を傷つけられた」として、服役中の受刑者が発行元の新潮社を名誉毀損で訴えた訴訟。2007年1月23日の東京地裁判決において、受刑者の勤務先で窃盗や放火が相次いだなどと記述した箇所について、「警察や被害者にも取材しておらず、信じるに足る相当な理由があったとは認められない」と原告の名誉毀損を認定。記載を残したままの増刷や販売の差し止めと、慰謝料220万円の賠償を命じた。新潮社は判決を不服として控訴。現在も係争中。

判決に対する評価としては『販売中の書籍の回収と謝罪記事を認めなかったため不服』とする原告側の意見と、『出版差し止めはやりすぎで、損害賠償で事足りる』とする清水英夫・青山学院大教授（言論法）の意見がある。

なおこの記事の取材過程において、記事を書いたライターの上條昌史が「警察の捜査は予断に満ちたものであり、冤罪の可能性も含めて検証したい」と恵庭事件冤罪支援会に取材を申し込み、支援会の協力を得たうえで現場取材をしている。そのため、取材目的を偽った『騙し取材ではないか?』と指摘されている。



■ 被告人支援者による裁判傍聴記録など

<http://www4.ocn.ne.jp/~sien/>



3. 道庁爆破事件の質問の後、公安と思われる者らが動いた。

3-1 住居侵入と盗聴器の設置

それは、私が運営する「みんなのパソコン相談室」の事務所代わりとして使用している分譲マンションでの事である。

パソコンなどの荷物搬入のため、久しぶりにマンションに出向き、セットアップ終了後、トイレのドアを開けると、蓋に小便がかかったような形跡があるので、採取して調べてみると、明らかに尿であった。公安と思われる者が住居に侵入した形跡があった。

そこで、室内から管理人にインターフォンで連絡を取っても、「ああそうですか」という返事であった。普通なら、急いで住居に来るなり、警察に連絡を取るなりするのが管理人であると思うのだが「ああそうですか」はないだろう。

私は、管理人が住居侵入者であるのではないかと疑ったが、午後5時に帰宅する管理人が夜中に目的もなく侵入して、トイレの蓋に小便をかけるのは、どうしても考えられないので、玄関ドアや居間のドアの鍵を「二重ロック」にすることを、管理人に告げた。

ところが、管理人からは、玄関ドアなどの共用部分に二重ロックは許可出来ないという返答であった。

私は、このままでは、また住居侵入の恐れがあるため、道警の相談係に届けた。

以下は、その主旨である。



私が運営する「みんなのパソコン相談室」の事務所が入居するマンション（札幌市中央区）

北海道警察署 相談（警備担当）係様

札幌市中央区のマンションへの住居侵入について、被害届を出すべきかどうかを検討しております。事件の概要は以下の通りです。

（被害予想日）2009年10月中旬～11月中旬

（被害住所）



（被害状況）住居に侵入されトイレの蓋に尿をかけられた形跡あり。尿は採取済み。金品の被害は不明。

以上の件で、管理人に問い合わせましたが、住居侵入という被害は過去三十年間聞いたことがないとのこと。また現在の管理人になってから4年間は、住居侵入はないとのことです。

将来もあり得ないと言われました。

当方としましては、今後のことが心配なため、防犯ブザーを取り付けようとしたのですが、管理人から、他の居住者の迷惑になるからやめてほしいとまで言われました。

更に二重ロック（補助キー）を取り付けたいと申したところ、ドアに細工をすることは禁止されているとのことでした。

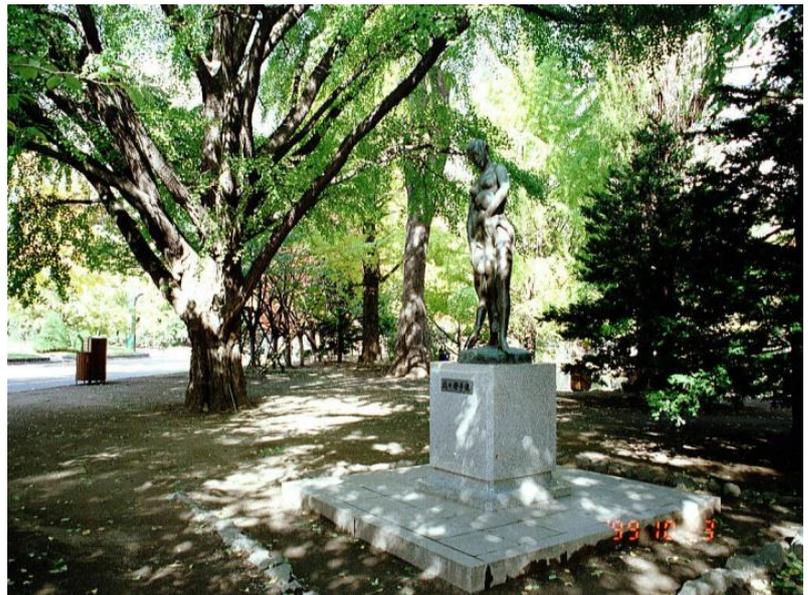
つきましては、このような場合の対処方法をお教え頂ければと存じます。

2009. 11. 20 石川栄一

翌日、道警の相談員の女性から電話があり、事情を聞かれた。

最初に述べたのは、私が相談先を「警備担当」にしたことであった。相談員が、「警備担当ではないです」と述べたので、私は「それでは公安ですか」と尋ねると、相談員はしばらく沈黙し、「生活安全担当です」と述べた。

私はやはり「公安」が動いていることを感じた。



そして相談員から、防犯ブザーやドアの二重ロック（補助キー）に関しては、管理組合と話し合うよう勧められた。

私がマスターキーで侵入をしたのではないかという問いに対して、相談員からは「現在のマンションには。マスターキーなど存在しない」という返事であった。

空き巣対策の方法としては、玄関に足跡が残るように「小麦粉のような”白い粉“」をまくよう指示された。また、尿からDNA鑑定が可能かどうかを尋ねてみたが、相談員は、「尿からのDNA鑑定は不可能」と述べた。

3-2 セキュリティが弱いマンションの管理組合の規約

さて、マンションの管理組合の規約を見ると、「防犯ブザーや玄関ドアの二重ロック（補助キー）」は禁止されているため、このままではどうにもならないことが分かった。そこで、再度、道警の相談係に次のメールを送った。

北海道警察 相談担当様

いつもお世話になっております。先日は、住居侵入についてアドバイスを頂き有難うございます。確認のためにもう一度ご質問いたします。

【住居侵入事件の概要】

（被害予想日）2009年10月中旬～11月中旬

（被害住所）
[REDACTED]
[REDACTED]

（被害状況）住居に侵入されトイレの蓋に尿をかけられた形跡あり。尿は採取済み。金品の被害は不明。

【再確認理由】

1. 今回の住居侵入のため、不安である。
2. 道警相談員の方は、分譲マンションにはマスターキーなど存在しないと申されましたが、それは新しい分譲マンションの話で、古い分譲マンションには、必ず存在すると聞きます。したがって道警相談員の方は「マスターキーなど存在しない」と何故言い切れたのでしょうか。
3. 尿のDNA鑑定について、道警相談員の方は「尿のDNA鑑定は不可能」という返事でしたが、民間のDNA鑑定関連会社（米国）からは、条件はあるが「尿からでもDNA鑑定は可能」という回答を頂いております。
4. この件に関して「科学警察研究所」にも問い合わせを行っておりますが、現在の所ご返答がありません。問い合わせる部署が間違っている可能性もありますが、それならそうと電

話の一本でも入れてほしいと希望しております。

【再確認項目】

1. 尿のDNA鑑定は不可能と言うことですが、これに間違いはないでしょうか。
2. 当該分譲マンション内への「尿の形跡だけでは捜査をすることは難しい」ようですが、これに間違いはないでしょうか。
時間がとれば、道警相談員の方の回答を持って知り合いの弁護士にも相談を持ちかけようと考えております。

2009. 12. 3 石川栄一

3-3 科学警察研究所への問い合わせ内容

科学警察研究所長様

先日、「尿からのDNA鑑定の可否」について問い合わせを致しましたが、現在の所、ご返事がないので、再度、問い合わせを致します。

「理由」

先日、当方のマンションに住居侵入と思われる事象がありました。その為、人間の尿と判断できれば、知人の弁護士に相談することを検討しております。

「経緯」

事件の概要は以下の通りです。

(被害予想日) 2009年10月中旬～11月中旬

(被害住所) 


「被害状況」住居に侵入され、トイレの蓋に尿をかけられた形跡あり。尿は採取済み。金品の被害は不明。

以上の件で、尿からのDNA鑑定について可能かどうか、「可否」のご返答をお願いします。なお、この事に付きましては、道警本部相談係から「尿からのDNA鑑定」は不可能という回答がありました。

しかし、民間のDNA鑑定関連会社（米国）からは、条件はあるが「尿からでもDNA鑑定は可能」であるという回答を頂いております。では宜しくお願い致します。

2009.11.30 石川 栄一

(残念ながら回答無し)

翌日、道警から、前回と同じ相談員の女性から電話があり、まず、尿からのDNA鑑定についての訂正で、「時間が経過していない場合は尿からのDNA鑑定は可能である」との事であった、その時間は明らかでない。

私がなぜ、DNA鑑定に拘ったかという点、防犯カメラに映し出された映像による侵入者の特定である。

しかし、侵入したトイレの蓋に小便をかけるとは、本当に間抜けな侵入者である。

暗かったせいか、漏らしそうだったせいか、焦っていたのが推測できる。

普通、空き巣が目的を果たした場合、一分、一秒でも早く逃げたいため、トイレに入るなどしないと考える。

この点、一つを取ってみても、住居侵入者は公安関係者とは思えないのである。



更に、コンセントに盗聴器まで仕掛けた形跡があり、管理人がマスターキーを渡したとしか考えられないのである。管理人が二重ロックの設置を認めなかった訳が分かる。

もし、二重ロックを設置した場合、侵入者は盗聴器の撤去が出来ないからである。

数日後、管理人の許可を取り付け、試験的に二重ロックを設置した途端、管理人から電子キーのメーカー名を聞かれた。

おそらく、これも盗聴器を撤去する際の対策のため侵入者（公安）に指示されたのであろう。そういえば、管理人は札幌南署に知人の警部がいると述べていたことを思い出した。

その後、この管理人は、（マスターキーを使用した）責任を取るためか“退職”したのである。

3-4 弁護士事務所が法律相談を門前払い。

私は、今回の住居侵入に対する対応の責任を追及するとともに、防犯目的の二重ロック常設のため、管理組合の理事長を訴える決断をした。

まず、数カ所の弁護士事務所に法律相談の問い合わせをしたが、お金にならないためか、あるいは公安が絡んでいるためか、適当な理由で門前払いされた。

そこで、1988年（昭和63年）の「NTT／電子ポスト民事訴訟」の折りに、機器（NEC日本電気製ファクシミリ）の鑑定を依頼された際に知り合った北海道弁護士会連合会の弁護士に相談を依頼することにした。

【訴訟主旨】

1. 北海道警察本部相談担当の説明によると、採取した住居侵入者の尿は古いためDNA鑑定は不可能であり、そのため犯人の特定は難しいとの事。

2. 当該住居内への侵入日時が、不明なため刑事事件としての立件は難しいとの事。

3. マンションの管理組合から、「補助キーや防犯ブザーの設置を許可されていない」とい



う規約上の問題は刑事事件として扱われない。管理組合側の問題であると言われた事。

(以上、1～3は北海道警察本部相談担当の回答)

4. 管理組合同規約「第9条2項および第9条3項」の使用上の遵守事項より、補助キーや防犯ブザーの取り付けは禁止されており、もし許可があれば、この度の住居侵入は防止出来たと思われる。

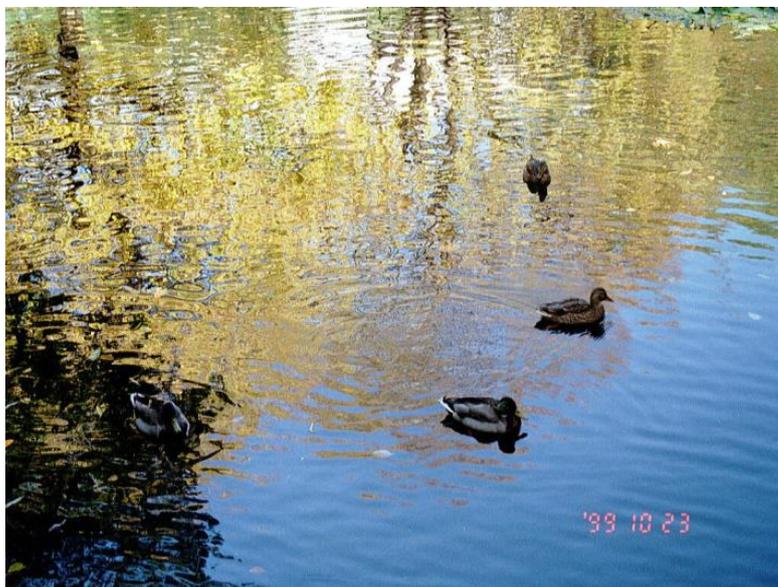
5. 住居侵入以降、妻の体調が精神的に悪化し、当該マンションに行くことを恐れており、現在KKR札幌医療センターで相談を行っている。

次は、北海道合同法律事務所 弁護士への相談内容の趣旨（文書）である。

「住居侵入と訴訟について」

本件について、数名の弁護士さんに相談を依頼しましたが、「客観的証拠がないので訴訟は難しい」、「専門分野でないため扱えない」等の回答を頂いております。

しかし、このままにしておきますと当該マンションに居住するのが不安のため、是非、先生のお力添えを頂けたら幸いに存じます。



(被害日) 2009年10月12日～11月12日

(被害発見日) 11月12日

(被害住所) [REDACTED]

(被害状況) 住居に侵入されトイレの蓋に尿をかけられた。尿は採取済み。

不在中は給水を止めているため、便器の水が極端に減っていた。

金品の被害については不明。盗聴器等の設置の形跡あり。

この度の住居侵入の件で、被害発見日（2009年11月12日）に当該分譲マンション管理人（退職）に問い合わせましたが、「住居侵入という被害は過去三十年間聞いたことがない」とのこと。また「現在の管理人になってから4年間は住居侵入は無い」とのことです。更に「今後もまず、あり得ない」と仰っておりました。

当方としましては、老後、当マンションに居住することが心配なため、管理組規約「第9条2項および第9条3項」に多少融通を持たせて頂き、防犯ブザーを取り付けようとしたのですが、管理人から「防犯ブザーは他の居住者の迷惑になるからやめてほしい」と言われました。

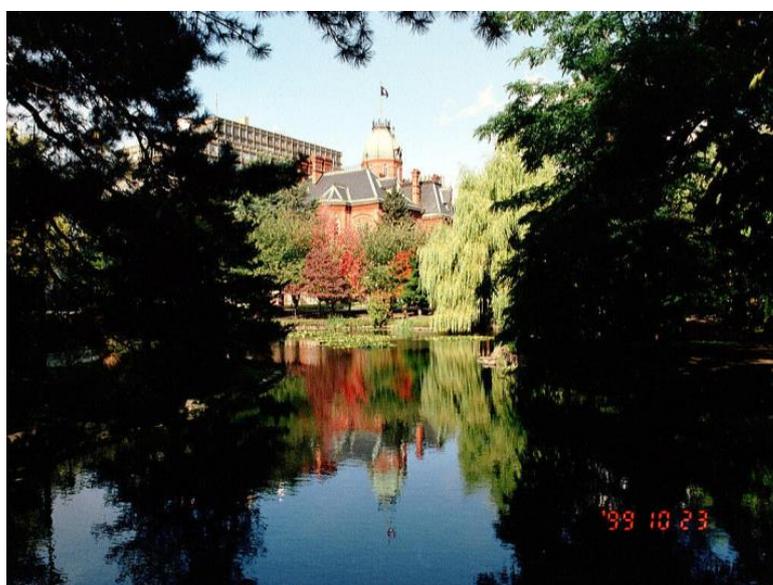
更に補助キーを取り付けたいと申したところ、「玄関ドアに細工をすることは禁止されている」、また「工業用両面テープで貼り付けるような補助キーなど何の役にも立たない」とのことです。

【住居侵入の犯人像】

マンションの入口はオートロックであり、空き巣が当住居のみに侵入したとは考えにくい。しかも、何も取らずにトイレに入り、用を足すというのは非常に不可解である。

被害確認日の2009年11月12日に、管理人は、前の入居者に対し、合鍵の存在確認を行っていますが、これは当方が要求したわけではなく、如何にも「マスターキーなど存在しない」と言わんばかりです。

更に管理人はシリンダー錠（玄関ドア錠）の交換を勧めておりません。



しかしマスターキーがあれば交換しても何の役にも立ちません。

仮に、前の入居者が合い鍵で侵入したとしても、室内が暗ければブレーカーを入れて照明を点けるはずであり、暗闇でトイレの蓋に尿を掛けるというのは不可解です。

従って、犯人は空き巣や、前の入居者ではない警察や公安関係者など、第三者であるとししか考えられません。

その理由は、何の調査もせずに「刑事事件として立件することは難しい」という結論を出した道警本部相談担当の説明でも伺えます。

(築30年の分譲マンションの場合、マスターキーが存在するという話は良く聞きます。)

【訴訟理由】

1. 北海道警察本部相談担当の説明によると、採取した住居侵入者の尿は古いためDNA鑑定は不可能であり、そのため犯人の特定は難しいとの事。
2. 当該住居内への侵入日時が不明なため刑事事件としての立件は難しいとの事。(北海道警察本部相談担当の説明)
3. 管理組合から補助キーや防犯ブザーの設置を許可されていないという組合規約上の問題は刑事事件として扱われない。管理組合側の問題であると言われた事。(北海道警察本部相談担当の説明)
4. 管理組合規約「第9条2項および第9条3項」の使用上の遵守事項より、補助キーや防犯ブザーの取り付けは禁止されており、もし許可があれば、この度の住居侵入は防止出来たと思われる。
5. 住居侵入以降、妻の体調が精神的に悪化し、当該マンションに行くことを恐れており不眠が続き、KKR札幌医療センター(旧・幌南病院)に相談をおこなった。

【訴訟対象】

1. 当該分譲マンション管理組合法人 代表理事
 2. 当該分譲マンション管理組合法人
 3. 当該分譲マンション管理組合法人 管理人
- 以上三者のいずれか。

【訴訟により勝ち取りたいもの】

1. 合い鍵やマスターキーの有無をマンション入居者全戸に周知させる事。
2. 管理組合に補助キーや防犯ブザーの取り付けを許可させる。

しかし、北海道合同法律事務所の弁護士からは、電話で「住居侵入の相談内容にそぐわない」という回答があった。おそらく、公安が裏で動いている可能性があり、関わりたくなかったのであろう。

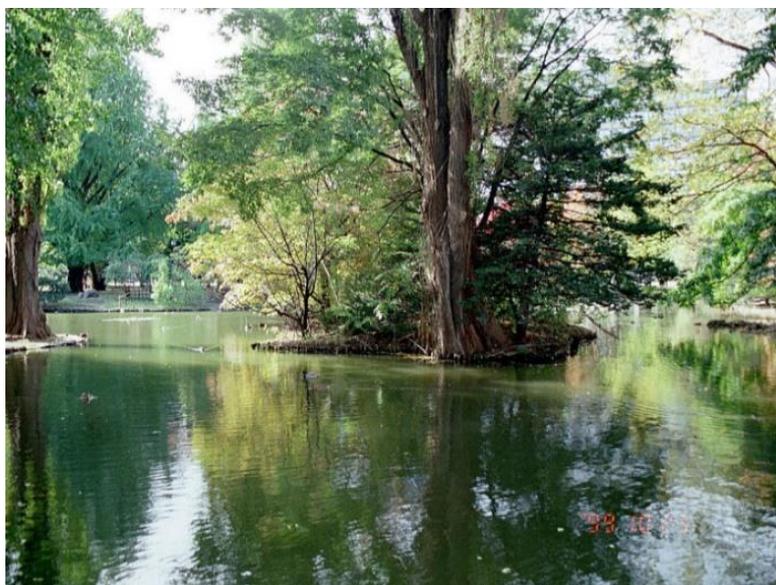
しかも、1988年（昭和63年）の「NTT／電子ポスト民事訴訟」の折りに、機器（NEC日本電気製ファクシミリ）の鑑定を私に依頼して、実質的に電子ポスト側が勝訴したことも忘れていないとしか思えない言い回しであった。

（※：「電子ポスト民事訴訟」、機器鑑定参考資料参照）

当時、私は、電子ポスト社の役員から「恩人」と呼ばれていた。

そもそも私は、好き好んで、機器の鑑定を引き受けたわけではない。電子機器や回路に疎い室蘭工業大学の助教授らから鑑定を依頼されただけのことである。

北海道合同法律事務所の弁護士が、法律相談を断ると言うことは、これこそ、恩を仇で返すという言葉が当てはまる行為ではないのか。



さて、私が「訴訟対象」としてあげた方々の**その後**であるが、

【訴訟対象】

1. 当該分譲マンション管理組合法人 代表理事・・・**死去**
2. 当該分譲マンション管理組合法人 理事・・・**総辞任**
3. 当該分譲マンション管理組合法人 管理人・・・**退職**

という結果になった。

このことは、つまり、残念なことに全ての「訴訟対象」が、当該マンションから姿を消したのである。

これでは、いくら訴訟を起こしても一人相撲になってしまう恐れもあるため、振り上げた拳を振り下ろさざるを得なくなったのである。

現在は、管理組合の総会で、玄関ドアの二重ロックの設置が許可され、一応安心している。



それにしても、公安は何を考えているのか全く分からない。

3-5 結論

今回、公安と思われる者らによる住居侵入が招いた結果は、私の妻を不安に陥れ、更に管理組合の代表理事が亡くなり、管理組合理事の総辞任、管理人の退職となった。代表理事は病死だが、管理組合は空中分解し、管理人は退職せざるを得なくなり、人生を狂わせたのである。

税金で養われている公安としては、目的達成のためには、多少の犠牲は構わないようだが、安易な行為により、多くの人々の活動を奪い、路頭に迷わす場合があることを考えるべきである。このように、公安は、他人の住居に侵入して盗聴器を設置し、トイレの蓋に小便をかけるとは、犬畜生にも劣り、またお粗末であり、大間抜けな集団としか言いようがない。

2014/03/18 石川栄一

資料

電子ポスト民事訴訟、機器鑑定参考資料

私がNTT製ファクシミリの鑑定を依頼されたのは、昭和62年の12月でしたから、もう27年以上も前の話しです。昭和62年12月、室蘭工業大学の助教授「当時（北海道大学出身）」から、NTT製ファクシミリの鑑定について調査依頼がありました。

その事情は、まだ一般にはファクシミリがあまり普及していなかった頃で、当時、ベンチャー企業でもあった電子ポスト社がNTTから大量のファクシミリをリースし、喫茶店や商店などを中心に全国に配置したそうです。しかし、そのNTT製ファクシミリ自体に故障やトラブルが多く、特に電源部のコンデンサの破損が目立ったため、私にその原因調査を依頼したいということでした。

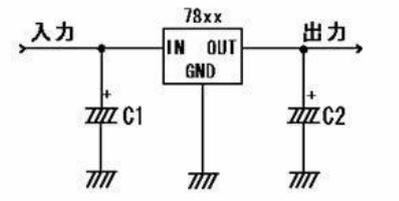
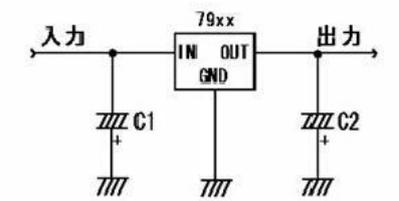
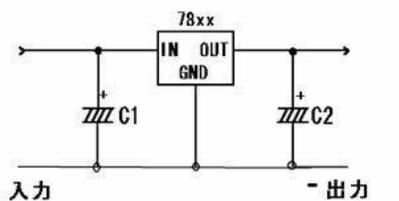
NTT側は、いつまでたってもリース料を支払わない電子ポスト社に対し、数億円という損害賠償を請求する民事訴訟を起こしておりました。一方、電子ポスト社側は、故障ばかりのファクシミリのリース料など、その原因が解明されるまでNTTには支払わないことにしていたようです。

私が、電子ポスト社側と初めて面談したのは、昭和62年12月中旬で、正式にNTT製ファクシミリ（MF201電源部）の調査を依頼され、実験、測定結果に基づき、裁判所への報告書を作成しました。また調査に当たり、北海道大学工学部、旧電気工学科および旧原子工学科の教官、技官の見解や意見も参考にさせていただきました。

したがって、私の立場はあくまで中立であり、裁判の結果についての利害関係は、全く存在しない事を申し上げるとともに、本事件が円満に解決されるよう期待しておりました。当然、電子ポスト社側からの調査料や謝礼などは一切ありません。

報告書の内容は、電子ポスト社側の要望で、一般の方、特に本件の裁判長にも理解できるように説明させていただきました。

ファクシミリの電源部、電解コンデンサ(C105)の 破損原因に関する報告書の要旨

 <p style="text-align: center;">正電源用</p>	 <p style="text-align: center;">負電源用</p>	 <p style="text-align: center;">正電源用</p>
【図1】 正電圧レギュレータ	【図2】 負電圧レギュレータ	【図3】 当該機 MF-201 の負電圧レギュレータ部の基本回路

結論から述べますと、電解コンデンサ（C105）の破損原因は、負電圧（-12V）レギュレータ回路の「初歩的な設計ミス」によるものと判断します。

つまり図1、図2のように、正電圧を得るためには正電圧用の三端子レギュレーターを用い、負電圧用には負電圧用の三端子レギュレーターを用いるのが一般的です。

しかし、当該機の場合、図3のように正電圧用の三端子レギュレーターを負電圧用として使用したため、様々な問題が発生したものと考えられます。当該機の電源部のように、正電圧の定電圧回路により負電圧を得る場合は、いくつかの問題点があります。

そのひとつは、トランジスタ（Q101）が正確に動作しても、変圧器（T1）側から侵入する比較的高周波のノイズ成分は、分布容量Csを通じてバイパスされ、トランジスタ（Q101）が完全にOFFであってさえノイズ電流Inにより出力側に出てしまうことです。

この現象は、変圧器や平滑コンデンサ、パワートランジスタ、レギュレータ（IC101）という、いずれも分布容量が大きなパーツばかりが関係するため、比較的低い周波数から認められ、本機のような高周波のスイッチングレギュレーターを採用した場合は、それが顕著になります。

計算でこの効果を推定するには、分布容量 C_s 、ノイズ電圧 V_n を仮定すると、出力に現れるノイズ電圧 V_{no} は、出力側に現れるリップルやノイズは、定電圧回路の性能ではなくて、コンデンサのみで食い止めなくてはならないことになります。

以上の結果、かなり高周波の短絡電流（ノイズ電流 I_n ）が流れ、電解コンデンサの寿命を著しく縮めた（後述）ものと考えます。

特に、リアクタンスが非常に小さい大容量コンデンサ（ $C105$ ）がその影響をもろに受けたと考えます。

その証明として、コンデンサ（ $C105$ ）を取り除いたときの電源部のシンクロスコープの写真を観察しますと、一定の短絡電圧（ $0.5V$ ）に、非常に高い周波数（約 $170kHz$ ）が重畳されていることが分かります。これはレギュレータ（ $IC101$ ）のループゲインが大きいため発生する寄生振動成分と思われる。

したがって、この場合のコンデンサは、平滑用のためではなく、寄生振動のバイパス用と考えられるため、当該機が採用している $220\mu F$ もの大容量は必要ありません。実験した限りでは、 $0.1\mu F$ 程度でも十分でした。

しかし問題は、前述したように分布容量 C_s によるノイズ電圧 V_n の発生と寄生振動（約 $170kHz$ ）による短絡電流が、リアクタンスの極めて小さなコンデンサ（ $C105$ ）に流れることです。この現象はシンクロスコープでも観察できます。微小な短絡電流は、短時間であれば特に問題はありませんが、これが長時間に及べばコンデンサ（ $C105$ ）は破損します。

極性を持つ電解コンデンサに短絡電流を流すような回路は、それが微小電流であったとしても極めて異常な設計です。

以上の理由により、電解コンデンサ（ $C105$ ）の破損原因は、負電圧（ $-12V$ ）レギュレータ回路の「初歩的な設計ミス」によるものと判断します。

この報告書が被告である電子ポスト社側の弁護士から裁判所に提出されたその数日後、NTTと電子ポスト社の民事訴訟の一件が、新聞各紙に取り上げられ、北海道新聞では、私のことを北大の専門家として紹介されました。それから数年後、NTT側は電子ポスト社から数億円にものぼ

るファクシミリのリース料も取れずに実質的敗訴に終わることになるのです。

裁判の決着は和解ということで、電子ポスト社側は多額の和解金を受け取りました。しかし、すでに会社自体は倒産しておりました。

なお、電子ポスト社からは、金品などの謝礼を一切受けていないことを申し上げます。

2005.1.18

北海道大学 情報科学研究科
文部科学技官 石川栄一



昭和63年9月17日

マルチファックス MF201の

故障原因に関する報告

はじめに

本事件におきまして、被告から調査依頼された件は、マルチファックスMF201（以下該当機と略します）の電源部の負電圧生成部（以下本件回路と略します）に限定され、既に「初歩的な設計ミス」と判断し報告致しましたが、更に該当機の計測、調査を進めた結果、該当機本体に重大な欠陥があることが判明いたしました。

1. 重大欠陥理由

該当機のCPU（中央演算処理ユニット） MPD8088D/-2の絶対最大定格超過

被告より、本件回路の調査のため2台の該当機を試験していましたが、約2ヶ月目に次のような故障が発生しました。

〔1台目〕（故障日、昭和63年9月2日）

該当機のコピー機能により自己診断をしたところ、全てのLEDが点灯し、液晶画面には何も表示されず、操作不能になった。

故障原因：CPU MPD8088D/-2（以下CPUと略します）の破損。（物件1）

〔2台目〕（故障日、昭和63年9月6日）

該当機のコピー機能を利用し多数のコピーを実行したところ、12枚目から記録紙に細い線がはいるようになった（資料1参照）。

故障原因：CPUの誤動作。（物件2）

このように、機器の心臓ともいえるCPUが、簡単に破損及び誤動作を起こす事は常識的には考えられません。

これらの理由により、CPUの破損および誤動作の原因究明のため、CPUの各端子電圧を測定した結果、CPUの絶対最大定格を大幅に超過していることを、シンクロスコープ（KIKUSUI COS6100、DC～100MHz）により確認しました。

更に、複数の該当機のCPU全端子電圧を測定した場合も、同様に絶対最大定格を超過していることがシンクロスコープで確認できました。

このことは、CPUからの信号がバスラインを通じて周辺ICおよびLSIに伝達されていることから、周辺ICおよびLSIにも絶対最大定格を超過した電圧が印加されているものと判断します。

また、CPUの動作温度についても、該当機に使用されているCPUの放熱状態が非常に悪いため、該当機の周囲温度（+23℃～+26℃）にて、絶対最大定格【+70℃】付近である【±65℃】前後で動作させている事実が判明しました。（資料2参照）

したがって、業務用として使用している該当機の設置条件により、周囲温度が高い場合は、動作温度においてもCPUの絶対最大定格を超過し、誤動作を起こす確率が高くなります。

図1に、本件回路の直流逆電圧および温度測定図を示します。

これらの観測写真により、CPUの絶対最大定格の全端子電圧を超過していることが明確に判断できます。

特にCLK（クロック）端子では負電圧の最大値で-3.6Vが観測され-2.6Vも超過し、また正電圧の最大値では+7.2Vが観測され0.2Vの超過を確認しております。

負電圧の超過はCPU等の破損を起こす原因になり、正電圧の超過は誤動作を起こす原因です。（資料5参照）

絶対最大定格超過は、該当機のようなファクシミリに限らず、コンピュータや測定器、記録器、各種制御装置、事務機器そしてオーディオ関連機器等の半導体素子を使用した全ての製品で致命的な欠陥になることは技術者であればご承知の事と思います。

各部の波形観測は、設計および検査の段階で欠かすことは出来ないため、設計製作者である原告は、該当機の絶対最大定格超過について既に知っていたとするのが当然です。

従って本事件の問題は電源部の本件回路のみに限定できず、原告が該当機の設計製作段階で絶対最大定格超過という欠陥を既知の上で出荷したとすれば大きな問題です。

以上が、該当機のCPU全端子電圧観測および温度測定結果で判断した重大欠陥理由です。

2. 送信不能の故障原因

送信不能は、電源部本件回路のC105のショート破損であることは事実であり原告も認めています。原告の主張では、回路上には問題はなく、破損の原因は単なる部品の不良で、当該コンデンサC105の不良と断定しています。

しかし私は、既に見解書でも述べましたが、原告が主張するように「コンデンサC105の故障は、該当機のコンデンサが不良だったため起こったものであり、部品の不良に原因がある」と仮定すれば、複数台の機器がほぼ同時期に故障し、当該コンデンサの全数交換修理を行なったにもかかわらず、同様に当該コンデンサが破損するということは工学上の常識はもちろん一般常識からいっても、どうてい考えられません。

原告が主張するように、部品不良であれば、当該コンデンサの全数交換修理の段階で完全に直ると考えるのが妥当です。

従って、故障原因は、当該コンデンサC105の部品不良ではなく、該当機電源部の本件回路上に次の「初歩的な設計ミス」があったことは事実です。

(1) 本件回路の寄生振動および高周波ノイズ電圧の発生と侵入
1.8V (p-p) [約170KHz]

(2) +0.5Vの逆電圧の印加と高周波スパイク電圧の重畳
(高周波電圧のピーク値0.9V) + (直流逆電圧
0.5V)

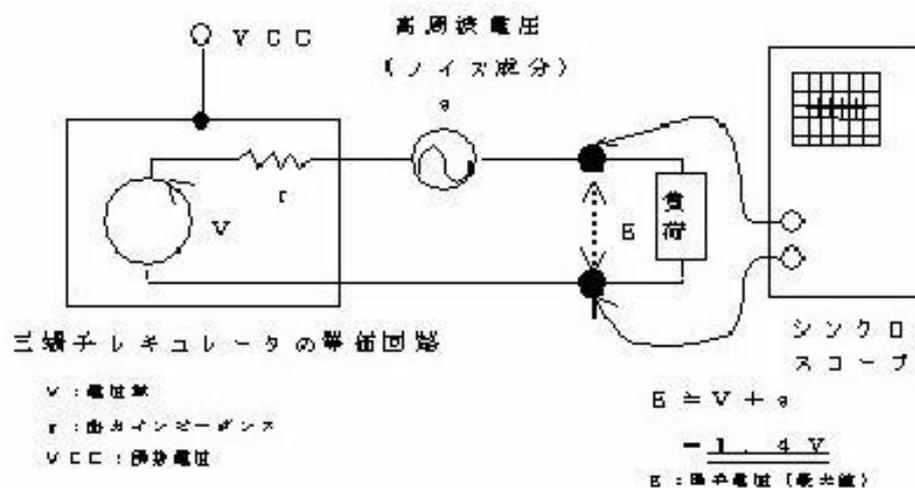
= (合計逆電圧1.4V)

(3) 以上の過程で当該コンデンサC105が破損し、その結果、負電圧が発生せず送信不能に陥った

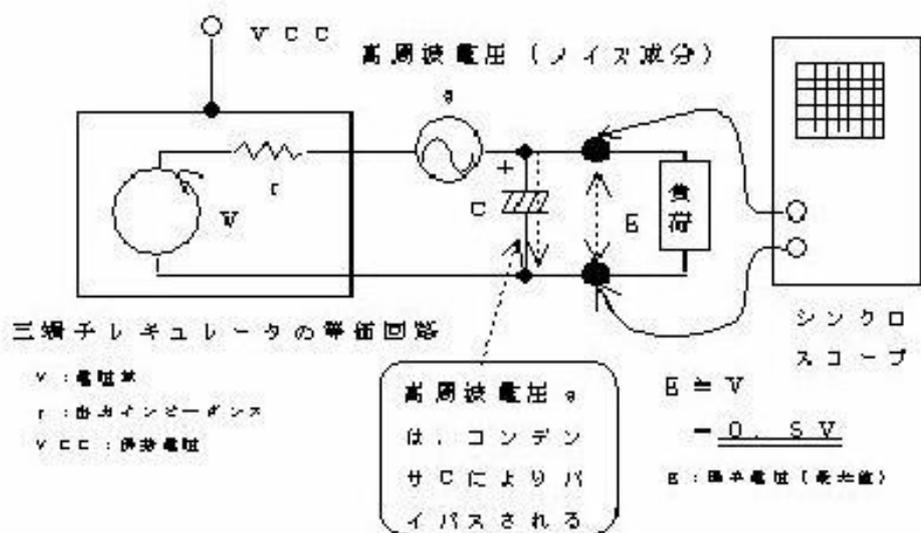
この判断は、実験およびシンクロスコープの観測結果において行ないました。

ここで、問題は、原告が提出したマルチFAX201用電源回路調

査報告書（甲第二十一号証）の高周波電圧の測定方法です。



(a) 当該コンデンサに印加される逆電圧および高周波電圧の正しい測定方法



(b) 報告書（甲第二十一号証）による測定方法

図 2 当該コンデンサ 0.105 への印加電圧の測定（待機状態）